

令和8年度(第5版)

日野市公の施設における 指定管理者制度に関するガイドライン 改正ポイントについて

令和8年4月

日野市企画部企画経営課



主な改正点



① 下請法改正への対応

法改正に伴う用語変更への対応



② 公契約条例の適用

令和8年度募集事業者から一部施設の公契約条例の適用開始。新たに課される義務等を明記



③ シルバー人材センターとの新しい契約

委託契約と異なる手続きとなるが、消費税免税措置に適用に向けた対応

+



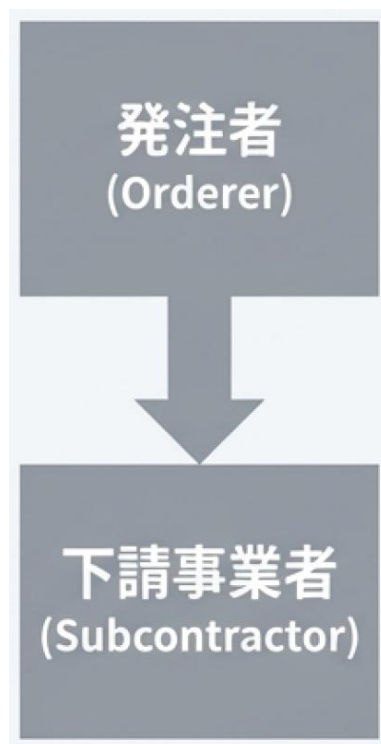
④ その他の改正

- ✓ 組織改正への対応
- ✓ 様式等の修正、整備
- ✓ その他修正

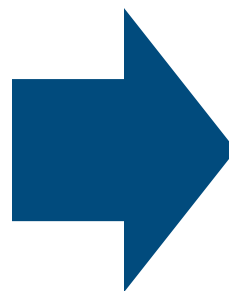
① 下請法改正への対応

下請法改正の概要:用語変更

Before(従来)



従来の「下請け」という用語は、業務の委託において上下関係や非対象等な語感を与えるものであった



after(改正後)



法改正に伴い、発注者と受注者が「対等な関係」であることを明確化

※ 下請法の正式名称:下請代金支払遅延等防止法

※ 上記は指定管理者ガイドラインにおいて影響のある改正点のみを示しています。このほかの改正内容については以下参照。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_gaiyou02.pdf(外部リンク)

法改正による指定管理ガイドライン等の変更点

法改正による用語変更に伴い、ガイドライン内の用語を変更

区分	旧	新
事業者	請負人等	受託者等
契約	請負契約等	受託契約等
対象文書	ガイドライン P76、様式第G-1号、日野市指定管理者制度における暴力団等排除措置要綱(様式) 等	

②公契約条例の適用

②公契約条例の概要と改正点



目的

公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境、事業者の経営環境の維持改善並びに公共工事及び公共サービスの質を高め、地域経済の活性化と市民福祉の向上に寄与する。



適用範囲

工事、製造その他の請負契約のうち、規則で定めるもの。(以下)

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 工事及び製造以外の請負の契約のうち、次に掲げるもの
 - ア 予定価格が 3,000 万円以上の廃棄物収集・運搬・再資源化の業務に関するもの
 - イ 予定価格が 3,000 万円以上の子育て支援施設運営の業務に関するもの
 - ウ 学校給食調理の業務に関するもの

R8.4~
追加

工事、製造 その他の請負契約及び日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定により締結する協定のうち、規則で定めるもの。

スケジュールと対象施設

- 令和8年4月 ○ 改正公契約条例の施行・適用開始
- 令和8年6月 ○ 公契約条例の順守を明記した募集要項を提示し、事業者公募開始
- 令和8年12月 ○ 指定管理者の指定の議案上程・議決
- 令和9年4月 ○ 公契約条例の適用施設の指定開始

No	対象施設(指定管理者単位)
1	日野市市民の森ふれあいホール・市民プール
2	日野市立グラウンド等
3	日野市立南平体育館
4	日野市市民会館・七生公会堂・七生福祉センター・とよだ市民ギャラリー
5	日野市東部会館
6	日野市多摩平の森産業連携センター(PlanT)
7	市営自転車等駐車場
8	日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ
9	日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと

※公契約条例と対象施設に関するお問い合わせは総務課契約係まで

対象は、令和9年度以降に指定が開始される対象施設(現行協定には適用しません)

指定管理者が果たすべき責務(変更点)



労働報酬下限額以上の支払

最新の労働報酬下限額以上の賃金等を支払う義務



労務台帳の作成と報告

従事者の氏名、職種、賃金等を記載した台帳を市(契約係)へ提出し報告



労働条件等の周知

条例適用の旨や労働報酬下限額について、作業所への掲示や書面交付等により周知

指定管理ガイドライン等の変更点

- ガイドラインへの「公契約条例の順守」の明記(P31、101、104、105)、公契約条例の順守がされない場合は取消要件に該当する旨明記(P127)
- 前年度評価シート(様式第G-31号)へ「公契約条例の順守状況」の追加
- その他募集要項や協定書のひな形への追加

③シルバー人材センターと の新しい契約

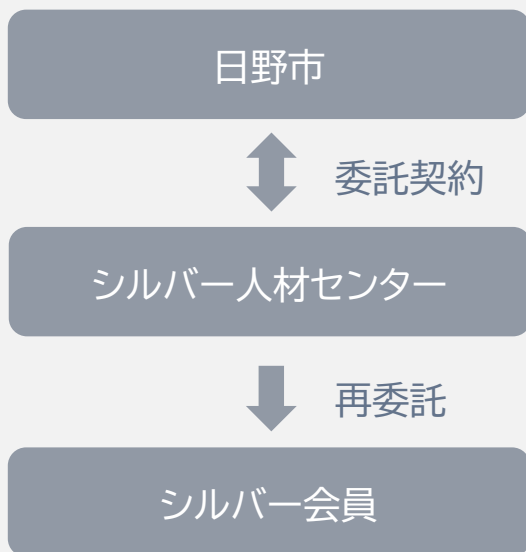
シルバー人材センターとの新たな契約方式の概要



概要

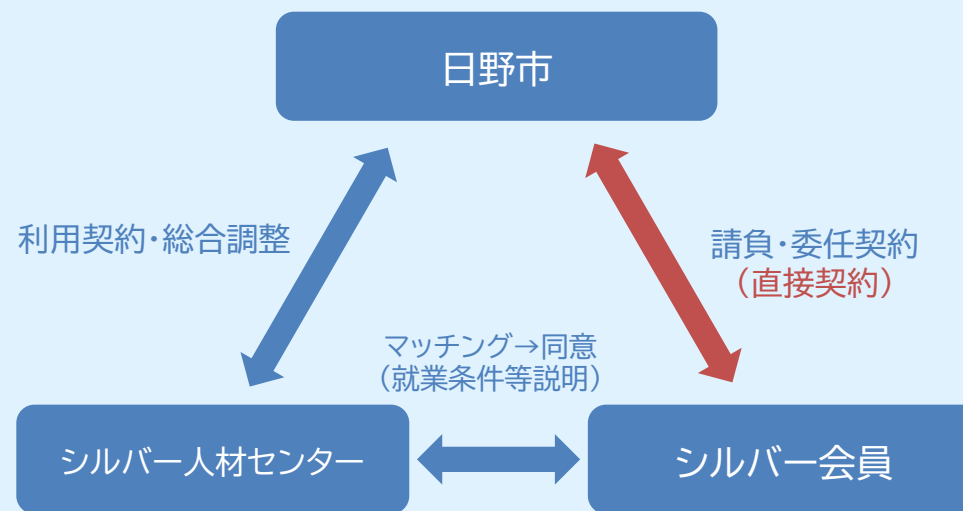
令和6年11月施行のフリーランス法により、就業条件の明示など発注者の義務が規定。これを受け、日野市においても厚生労働省より提示された新たな契約方式を令和8年4月より導入するもの。

[Before] 現行



※会員への指揮命令や就業条件明示の責任が曖昧になりがち

[After] 新たな契約



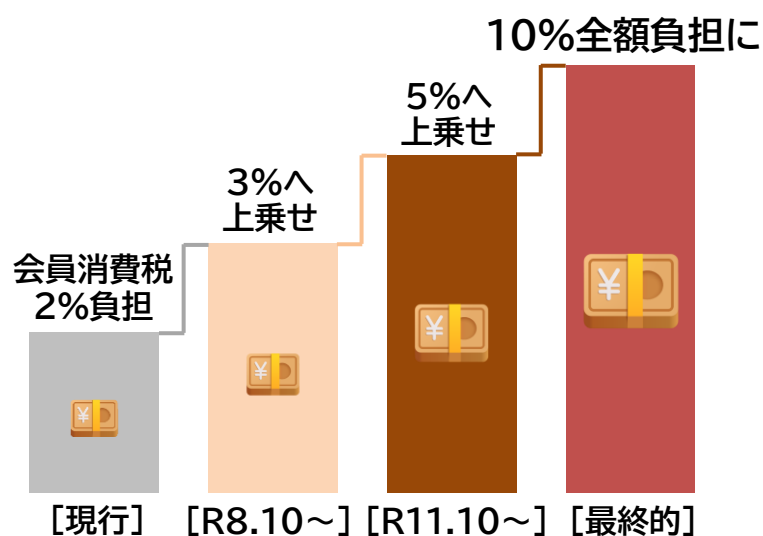
※フリーランス法に基づく「就業条件の明示」義務を明確に履行

(参考)新たな契約方式導入の背景:副次的メリットである消費税免税

背景

令和5年10月にインボイス制度が開始。シルバー人材センター(SC)は消費税免税事業者である会員との取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担することに。つまり、シルバー人材センターとしては新たに納税コストが発生。

SC会員分の消費税控除率は、インボイス制度の6年間の経過措置があるが、徐々に増加



従来の契約方式のままでは、SCが負担していた消費税が段階的に市に転嫁される…

そこで、市とSC会員が直接契約を結ぶことで…

- i 消費税の納税義務者は「市」となる
- i 官公庁の一般会計事業については、納税義務が免除(みなし仕入れ額控除)が適用される

市の消費税負担軽減につながる(ゼロ)

指定管理者制度における運用・変更点

指定管理者協定は、委託契約と必要書類が異なります

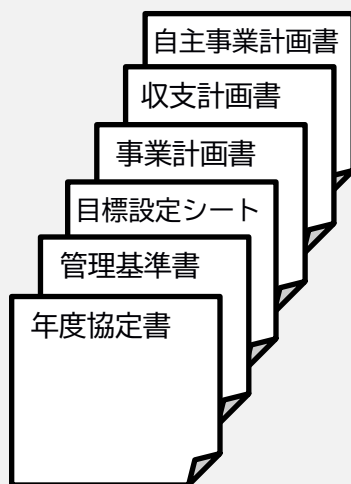


通常の委託契約では「市とシルバー会員との契約」となるが、指定管理者制度においては個人を指定管理者にすることはできないため、これまでと同じく「市がシルバー人材センターを指定する」となる。このため、委託契約と同じ手続きは不要であるが、副次的メリットである「みなし仕入れ額控除による消費税免税」の適用を受けるために、通常の協定書に加え別途書類が必要となる。

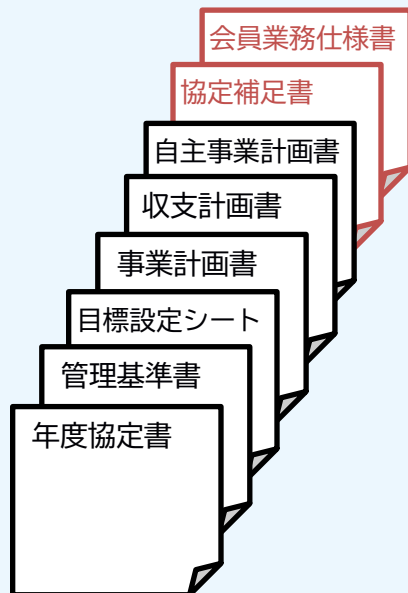
i みなし仕入れ額の適用

会員分(免税事業者)への支払いを、市(発注者)が直接支払うことで、官公庁の一般会計事業においては、消費税負担が軽減される

これまでの協定書構成



新たな協定書構成



指定管理ガイドライン等の変更点

- シルバー人材センターとの年度協定締結時の必要書類（協定補足書、会員業務仕様書）を明記(P102)

④その他の改正

i 組織改正への対応

組織改正により検査担当が 企画部→総務部付け となったことへの変更対応

i 様式等の修正

- 様式第G-14号「候補者選定通知書」、G-15号「候補者不選定通知書」の修正
- 様式第G-21号「自主事業計画書」の修正
- 様式第G-23号「収支計画書」の修正

i その他の修正

誤字等の修正